

助成金申請書類作成の手引き

令和2年12月

東京都区市町村における燃料電池自動車の導入促進事業

(お問い合わせ先・申請書の提出先)

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター

(愛称：クール・ネット東京)

〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10階

TEL：03-5990-5068

Eメール：cnt-toshiene@tokyokankyo.jp

ホームページ：https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/fuel_cell_area/index.html

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日を除く）

9：00～17：00（12時～13時までは除く）

東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

目次

・ 助成金を申請される皆様へ	4
1 事業概要	
1.1 目的	5
1.2 事業スキーム	5
1.3 スケジュールフロー	6
2 助成内容	
2.1 助成対象者	7
2.2 助成対象自動車	8
2.3 助成対象経費	9
2.4 助成金額	9
3 交付申請	
3.1 申請手続き	10
3.2 申請方法	11
3.3 申請にあたっての留意事項	12
4 その他	
4.1 申請の撤回	13
4.2 債権譲渡について	13
4.3 交付決定の取消し	13
4.4 処分の制限	14
4.5 軽微な変更	16
4.6 助成事業の経理	16
5 提出書類	18
6 様式記入例	23

助成金を申請される皆様へ

当法人の助成金については、東京都の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。当法人としましても、不正受給などの不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本助成金を申請される方、申請後、採択が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分御認識された上で、助成金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

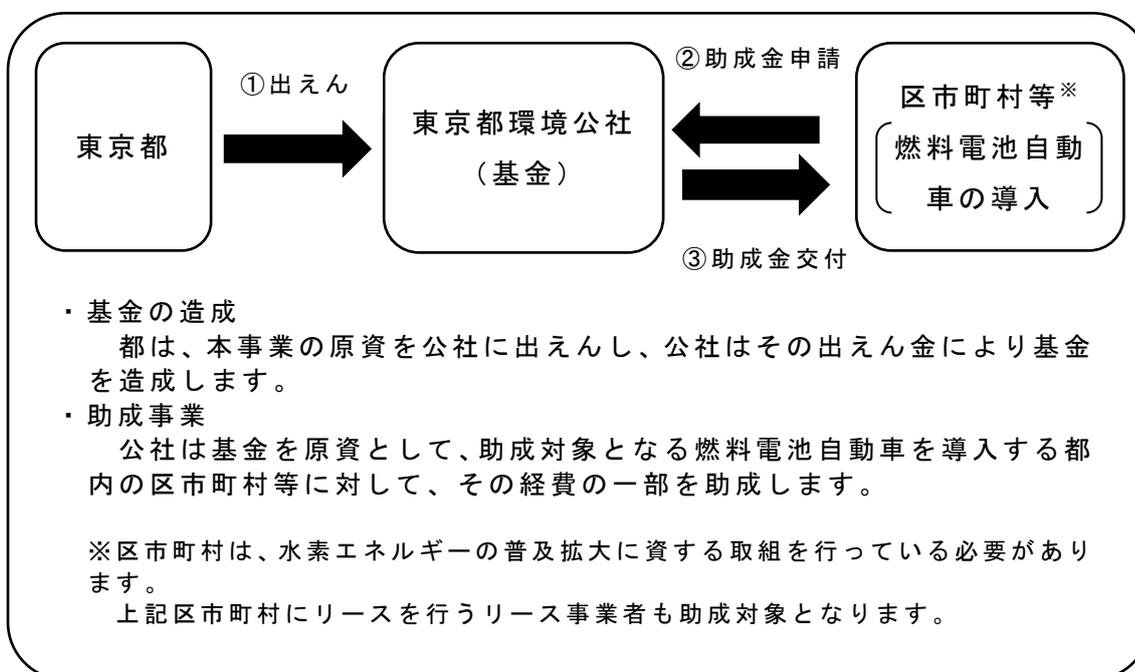
1. 助成金の申請者が当法人に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
2. 助成金で取得した助成対象自動車を、当該の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することをいいます。）しようとするときは、事前に処分内容等について当法人の承認を受けなければなりません。なお、当法人は、必要に応じて助成対象自動車の管理状況について調査することがあります。
3. 当法人は、申請者及び手続き代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
4. 前記事項に違反した場合は、当法人からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、当法人から助成金が既に交付されている場合は、その全額に加算金（年率10.95%）を加えて返還していただきます。
5. 助成金に係る不正行為に対しては、「補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年8月27日法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

1 事業概要

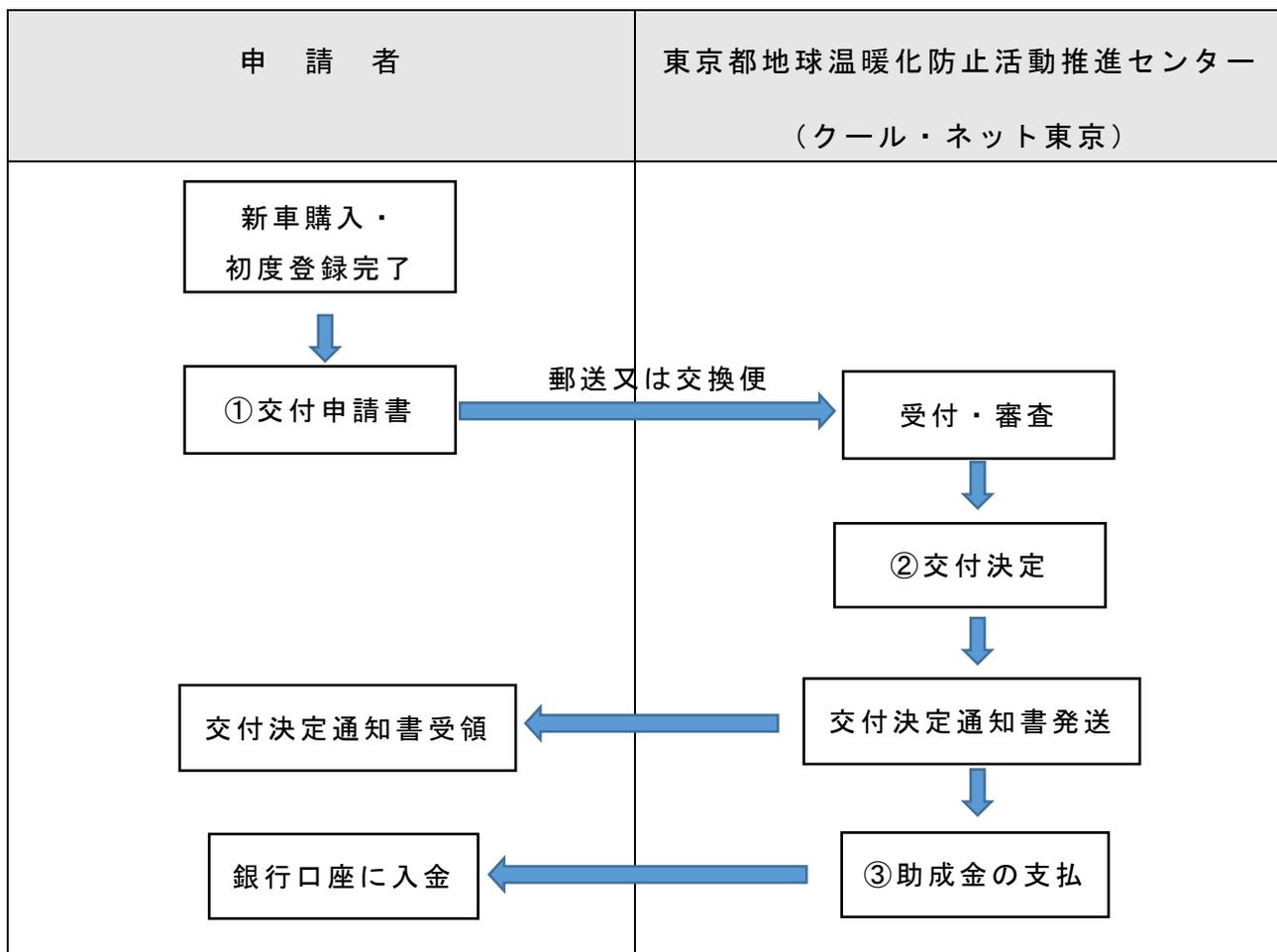
1.1 目的

東京都区市町村における燃料電池自動車の導入促進事業（以下「本事業」といいます。）とは、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」といいます。）が、水素社会の早期実現に向けて、水素インフラ整備、燃料電池自動車の初期需要の創出等水素エネルギーの普及拡大を図る東京都内の区市町村における燃料電池自動車の導入を促進することを目的に実施するものです。

1.2 事業スキーム



1.3 スケジュールフロー



- ① 申請者は、助成対象自動車を購入し初度登録を完了した後、初度登録日から1年以内に申請を行ってください。（申請書記入日ではなく、受付日が基準になります。）
- ② クール・ネット東京は、申請書類の内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、基金の範囲で本助成金の交付を決定し、交付決定通知書を発送します。
- ③ クール・ネット東京は、交付決定通知書発送から一定期間ののちに、申請者が指定した口座に助成金の支払いを行います。

※ 本助成金は、CEV補助金（経済産業省の「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」）と併用できます。

2 助成内容

2.1 助成対象者（交付要綱第3条参照）

（1）本助成金の助成対象者は、次のいずれかに該当する者とします。

- ・ 水素エネルギー普及拡大策※を図る区市町村
- ・ 上記に掲げる区市町村とリース契約を締結した、都内に事務所又は事業所を有するリース事業者

※ 水素エネルギー普及拡大策とは

取組事例	申請時の添付書類例
水素ステーション運営事業者に対して、申請区市町村所有地の無償提供、長期貸与、売却	契約書（写し）、 報道発表資料
水素ステーションの誘致（計画）	計画（案）、報道発表資料
水素ステーションが建設可能となるような地区計画等における要件変更、条例改正	条例（案）、計画（案）
水素ステーション設置、燃料電池自動車に対する補助金創設、申請区市町村での水素ステーション建設に関する数値目標策定、申請区市町村での燃料電池自動車の導入に関する数値目標策定	補助金要綱、計画（案）、 予算（案）、報道発表資料
水素エネルギーに関する住民への普及啓発活動実施 など	広報誌、報道発表資料

（2）ただし、以下に該当する者は除きます。

- ・ 過去に税金の滞納があるもの
- ・ 刑事上の処分を受けているもの
- ・ 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者等
- ・ その他、公的資金の交付先として社会通念上適切でないもの

2.2 助成対象自動車（交付要綱第4条参照）

- ・下記の表に掲げる自動車であること。 （令和2年12月14日現在）

メーカー名 ・ 車名	型式
トヨタ MIRAI	ZBA-JPD10
トヨタ MIRAI	ZBA-JPD20
ホンダ CLARITY FUEL CELL	ZBA-ZC4
メルセデス・ベンツ GLC F-CELL	ZBA-253993C
ヒュンダイ ネッツ	ZBA-FE120

CEV（※）で承認された燃料電池自動車が、本事業の助成対象自動車になります。
CEVの承認車種の変更に伴い、この表も変更されることがあります。

※CEV…経済産業省の「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」

- ・令和3年2月28日までに初度登録した車両であること。
- ・初度登録日から申請受付日までの期間が1年以内であること。
- ・新車であること。（中古車、新古車は対象外）
- ・助成対象者が購入し、代金の支払いが完了した自動車であること。または、助成対象者が割賦販売（所有権留保付ローン）で購入し、ローン会社等による立て替え払いを含めて代金の支払いが完了していること。

※代金の支払いが、令和3年3月5日までに完了していること。

- ・都の他の同種の助成金の交付を重複して受けていないこと。
- ・国土交通省の「低公害車普及促進対策費補助金」を重複して受けていないこと。
- ・自動車検査証の記載について、下記表の要件を初度登録時から継続して満たすこと。

自動車検査証の記載事項	通常の購入の場合	助成対象者がリース事業者の場合	割賦販売（所有権留保付ローン）で購入する場合
所有者の氏名 または名称	助成対象者と 同一名義	助成対象者と 同一名義	自動車販売業者ま たはローン会社等
所有者の住所	都内	都内	（不問）
使用者の氏名 または名称	助成対象者と 同一名義	貸与先の名義	助成対象者と 同一名義
使用者の住所	都内	（不問）	都内
使用の本拠の 位置	都内	都内	都内

※自家用・事業用のいずれも対象になります。

2.3 助成対象経費（交付要綱第5条参照）

助成対象経費 = 車両本体価格

- ・メーカーオプション、ディーラーオプション、値引き、消費税は含まない。

2.4 助成金額（交付要綱第6条参照）

（令和2年12月14日現在）

メーカー名・車名	型式	助成金額
トヨタ MIRAI	ZBA-JPD10	202万円
トヨタ MIRAI	ZBA-JPD20	115.2万円
ホンダ CLARITY FUEL CELL	ZBA-ZC4	208万円
メルセデス・ベンツ GLC F-CELL	ZBA-253993C	201.8万円
ヒュンダイ ネッツ	ZBA-FE120	210.4万円

本事業の助成金額は、CEV（※）の補助金交付額に基づいて決定します。CEVの金額変更に伴い、この表も変更されることがあります。尚、CEVの外部給電機能を有する車種に対する増額分については、都の助成金額の対象外です。

※ CEV…経済産業省の「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」

3 交付申請

3.1 申請手続き（交付要綱第7条参照）

（1）申請受付期限

本助成金事業は、年度ごとに受付期間を設けます。

令和2年度受付期限 令和3年3月5日（金曜日） 必着

助成金の交付申請は、助成対象自動車を購入し、初度登録を完了した後、P17以降に記載された必要書類をとりまとめた上で、受付期限までに郵送、交換便又は窓口持参により提出してください。

※申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。

※**初度登録日から1年以内**に申請を行ってください。（申請書記入日ではなく、受付日が基準になります。）

（2）助成申請可能台数

- ・1区市町村あたりの申請車両数の上限は、5台です。（リース含む。）
- ・1回の申請で複数の車両をまとめて申請できます。

（ただし、申請者がリース事業者で貸与先が車両ごとに異なる場合は、まとめて申請できません。貸与先ごとに申請を分けてください。）

3.2 申請方法

<申請様式のダウンロードページ>

https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/fuel_cell_area/index.html

■ 申請書の送付先

〒163-0810 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿 NSビル 10階
東京都地球温暖化防止活動推進センター 都市エネ促進チーム 宛

- * 申請様式は日本産業規格 A4 の用紙に片面印刷でお願いいたします。
- * インターネットを御利用いただけない場合は、クール・ネット東京の受付窓口（新宿 NSビル 10階）にて、助成金交付申請書の用紙をお渡しすることも可能です。手書きしていただく場合は、黒色又は青色のボールペンで丁寧に記入をしてください。鉛筆等ボールペン以外で記入したもの、消すことができるインクのペンで記入したもの、及び黒色又は青色以外のペンで記入したものについては、受付できません。
- * 受付窓口にて対応できる体制には限りがございます。申請書類の提出は、原則郵送でお願いいたします。
- * F A X や電子メールによる申請書類の提出は受け付けておりません。
- * 原則として、申請書類の到着に関するお問い合わせに個別に回答することはできかねますので、到着の確認を希望される場合は、郵送の際に到着まで追跡可能な方法で御提出いただき、御自身で申請書類の到着の確認をお願いいたします。
- * 複数の申請書を同時に郵送する場合は、1通の封筒にまとめても構いませんが、必ず内封筒やクリアファイル等で、1申請書ごとに書類を分けて入れて下さい。
- * 封筒の表に、「東京都区市町村における燃料電池自動車の導入促進事業 申請書類在中」と赤字で記入してください。

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">切手</div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">163-0810</p> <p style="text-align: center;">東京都地球温暖化防止活動推進センター 都市エネ促進チーム 宛</p>	<p style="text-align: center;">東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿 NSビル 10階</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">〒000- 送付者 住所 氏名</p>
<p style="color: red; font-size: small;">東京都区市町村における 燃料電池自動車の導入促進事業 申請書類在中</p>	

3.3 申請にあたっての留意事項

- (1) 審査の過程で、現地確認・調査を行うことがありますので、その際は御協力をお願いいたします。
- (2) 選考に関わる審査料等は徴収しませんが、申請書類作成・送付等に係る経費は、助成対象者の自己負担になります。
- (3) 提出していただいた書類の返却はいたしません。申請書類一式のコピーを控えとして保管してください。
- (4) 交付決定後、助成対象者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。
- (5) 職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外させていただきます。
- (6) リース契約で助成事業を行う場合
 - ① リース料金から助成金相当分が減額されていることを記載した、「貸与料金の算定根拠明細書（第10号様式）」を提出してください。
 - ② リース契約期間が処分制限期間よりも短い場合
 - ・ リース契約満了後も、処分制限期間内は助成対象者・助成対象自動車の要件を引き続き満たす必要があります。（処分制限期間については → P 14）
 - ・ リース契約満了時に、変更届出書を提出してください。 → P 16

※原則、本助成金により支援を受けて事業を行う助成対象自動車を販売する事業者が、自身も助成金を活用して助成対象自動車を所有することは、助成金交付の目的上ふさわしくないと考えられるため、助成金交付申請を行うことはできません。ただし、必要に応じて取引価格から利益相当分を排除することで、交付申請を行うことができます。

4 その他

4.1 申請の撤回（交付要綱第10条参照）

助成対象者は、交付決定の内容またはこれに付された条件に対し異議があるなど、やむを得ない事由がある場合は、助成金交付決定通知書（第3号様式）を受領した日から14日以内に助成金交付申請撤回届出書（第5号様式）を提出することで、助成金の交付申請を撤回することができます。

4.2 債権譲渡について（交付要綱第11条・17条参照）

助成金交付によって生じる権利の全部又は一部について、第三者に譲渡し、又は継承することは原則として認められません。ただし、助成対象者について相続、法人の合併又は分割等により助成事業を行うものが変更される場合においては、あらかじめ、取得財産等処分承認申請書（第7号様式）を提出し、公社がその旨を承認することで、助成金交付に係る地位を継承することが認められる場合があります。

4.3 交付決定の取消し（交付要綱第12条参照）

（1）次の各号に一つでも該当すると認められる場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- ① 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
- ② 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
- ③ 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
- ④ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含みます。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- ⑤ その他、助成金の交付の決定の内容、これに付した条件、その他法令、又は東京都の要綱に基づく命令に違反したとき。

（2）公社は、上記によって取消しを行った場合は、速やかに当該助成対象者に通知を行います。

4.4 処分の制限（交付要綱第17条参照）

（1）助成金を受領した車両には、処分の制限があります。

処分とは、以下の内容を指します。

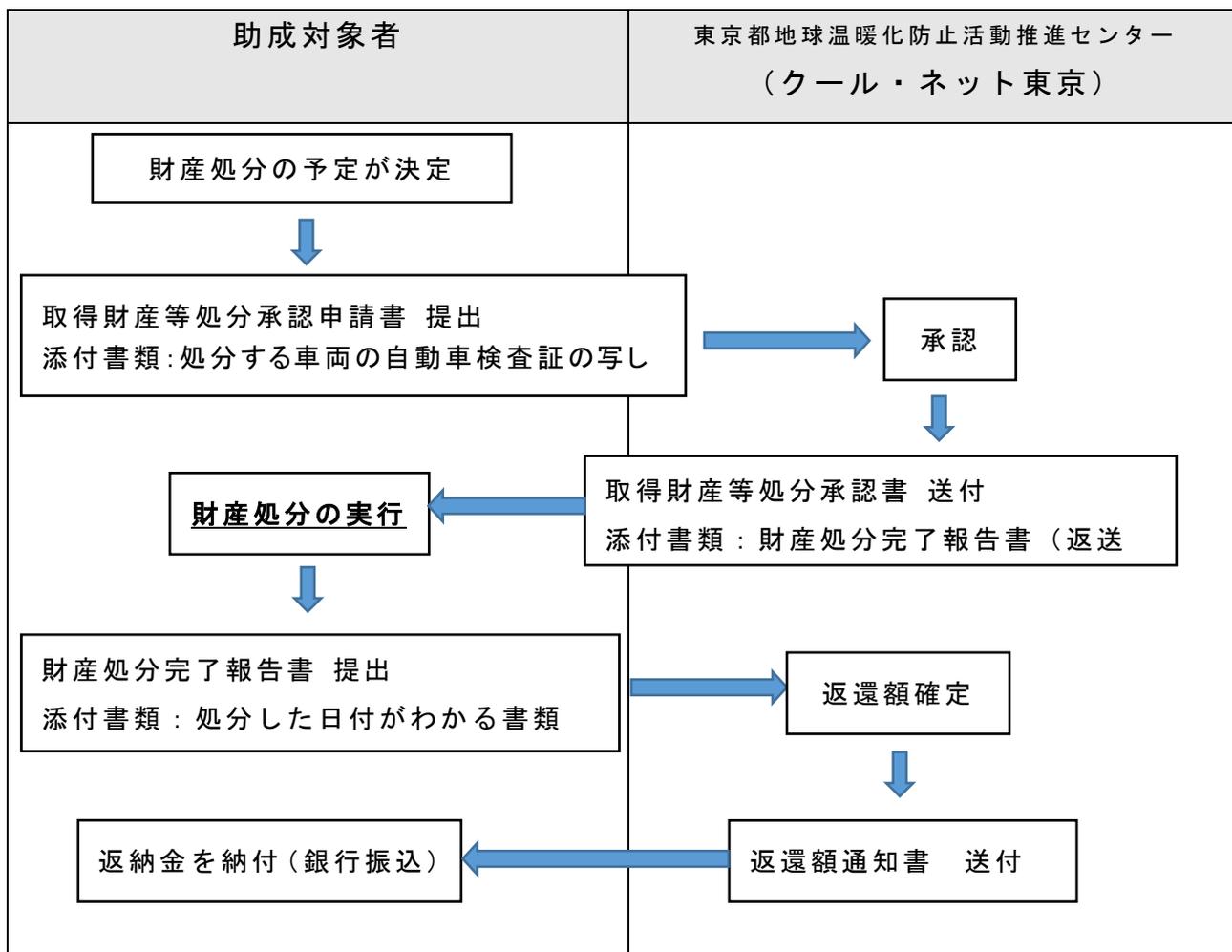
- ・ 助成対象自動車に関する以下の行為
 - ・ 本助成金の交付の目的に反する使用
 - ・ 譲渡（売却、名義変更）
 - ・ 交換
 - ・ 廃棄
 - ・ 貸付（リース事業者を除く）
 - ・ 担保に供すること
- ・ 転居等により、助成対象者や助成対象自動車の「都内」に関する要件を満たさなくなること。
- ・ リース契約で助成金を受けた場合で、以下に該当するとき。
 - ・ 処分制限期間内にリース契約が満了し、貸与先以外に車両を売却する。
 - ・ リース契約を途中解約し、貸与先又は別人に車両を売却する。

（2）本助成金には、下記のとおり処分制限期間が定められています。

処分制限期間 （初度登録日から起算）	4年
-----------------------	----

（3）処分制限期間内に助成対象自動車を処分するときは、次ページのフロー図にしたがって、財産処分の承認申請を行ってください。

- ・ 承認申請書の様式は、クール・ネット東京のホームページからダウンロードできます。
- ・ 承認申請の提出先は、助成金申請のときと同じです。
- ・ クール・ネット東京から承認通知を受領したのちに処分を実行してください。
- ・ 承認申請書の到達から承認通知まで1～2週間程度かかります。承認申請書に記載する「処分の予定日」は、提出日から2週間以上空けてください。
- ・ **承認前の処分や無届の処分は交付要綱違反となり、助成金全額の返納を求める場合があります。ご注意ください。**



(4) 処分制限期間内に助成対象自動車を処分するときは、返納金が発生します。クール・ネット東京から通知される「取得財産等の処分に係る返還額通知書」に基づき、納付してください。計算方法は次のとおりです。

$$\text{返還額} = \text{助成額} \times \left(1 - \frac{\text{経過期間}}{\text{処分制限期間}} \right)$$

経過期間は、初度登録日から所有権移転日（売却・下取りの場合は引渡日・入庫日）までの月数で計算します。たとえば、10日に初度登録した場合、翌月10日までは1か月目、翌月11日からは2か月目となります。処分制限期間も、月数で48ヶ月で計算します。

ただし以下の場合、処分の承認を得るだけで、返納金は発生しません。

- ・助成対象自動車が天災等により走行不能となり抹消処分した場合

- ・ 助成対象自動車が過失のない事故により走行不能となり抹消処分した場合
- ・ その他クール・ネット東京が特に認める場合

4.5 軽微な変更

- (1) 助成金の交付決定を受けてから処分制限期間内に以下の変更があった場合は、軽微な変更に関する届出が必要になります。
- ・ 申請者の名前の変更（法人の代表者変更、社名変更、個人の改姓など）
 - ・ 申請者の住所変更
 - ・ 自動車検査証の記載情報（登録ナンバー等）の変更
 - ・ 処分制限期間内にリース契約が満了し、貸与先に売却する、または同じ貸与先に再リースする場合。
- (2) 以下の条件を引き続き満たす必要があります。これを満たさなくなる場合は、処分に該当します。
- ・ 助成対象者の「都内」の要件を満たすこと。
 - ・ 車検証における「所有者の住所」および「使用の本拠の位置」が都内であること。
- (3) 届出を行う場合は、以下の書類を提出してください。
- ・ 変更届出書（クール・ネット東京のホームページでダウンロード可能）
 - ・ 変更後の自動車検査証の写し
 - ・ その他の変更が確認できる公的書類の写し

4.6 助成事業の経理（交付要綱第18条参照）

助成事業に関する収支を明らかにした証拠の書類等（表2に記載する書類のうち写しを提出する書類の原本及びその他の書類）を公社が本助成金の交付決定をした日の属する公社の会計年度の終了の日から処分制限期間（P14参照）を超過するまでの期間保存してください。

5 提出書類

No.	提出書類		購入	リース	備考
1	申請書類チェックリスト		○	○	・ ホームページからダウンロード
2	助成金交付申請書	第1号 様式・ 別紙	○	○	・ 様式記入例を参照
3	水素エネルギー普及拡大策を証明する書類		○	○	・ P7を参照 ・ 外部公表していない書類の場合、所属長の原本証明が必要
4	誓約書	第2号 様式	×	○	・ リース事業者のものを提出 ・ 様式記入例を参照
5	請求書	写し	○	○	・ 宛名が申請者と同一名義であること ・ 書類名称が「納品請求書」等のように若干異なっていても可 ・ 車両登録番号、車台番号、車名、グレード、諸費用・税金を除いた車両本体価格が確認できること
6	領収書	写し	○	○	・ 宛名が申請者と同一名義であること ・ 販売会社の印があること

					<ul style="list-style-type: none"> ・ 請求書に記載された全額分の領収書が必要。複数枚に分かれる場合は、全ての領収書を提出すること。ただし、下取り車の分は不要。また、過払い等により領収書の金額が請求書を超えるのは差し支えない。 ・ 所有権留保付ローンで購入した分は、販売会社からローン会社等宛ての領収書で、カッコ書きの併記で申請者の氏名が記載されていること ・ 銀行振込等で領収書がない場合は、銀行発行の振込証明書（振込金受取書等）で代用可 ・ 入金証明書の類は不可
7	自動車検査証	写し	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初度登録（新規登録）時のものを提出すること。申請までの間に変更登録を行った場合は、変更登録時のものも合わせて提出すること。 ・ 複数回のコピーやファックスを使用すると、コピー用紙が黒くなって文字が読み取れなくなることがある。文字が鮮明に読み取れるものを提出すること。
8	助成金口座振込依頼書	第9号様式	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式記入例を参照 ・ 口座名義人は、申請者と同一名義であること
9	振込口座が確認できる書類	写し	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通帳の表紙及び見開き面のコピー ・ 当座預金で通帳がない場合は、小切手帳や金融機関発行の取引明細書 ・ ネット銀行で通帳がない場合は、インターネット画面を印刷したもの ・ 銀行名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人が読み取れること
10	印鑑証明書	原本	×	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ リース事業者のものを提出 ・ 受付日時点で発行日から3か月以内のもの ・ 別の申請で提出したものが発行日から3か月以内であれば、写しの提出で可

11	登記事項証明書 (現在事項全部証明書)	原本	×	○	<ul style="list-style-type: none"> ・リース事業者のものを提出 ・受付日時点で発行日から3か月以内のもの ・別の申請で提出したものが発行日から3か月以内であれば、写しの提出で可
12	納税証明書	原本	×	○	<ul style="list-style-type: none"> ・リース事業者の法人住民税の納税証明書(窓口:都税事務所) ・完納を証明できる(未納額が0円になっている)納税証明書で、直近の年度のものを提出すること ・転居により、納税証明書の発行元と現住所の自治体が異なっても可 ・別の申請で原本を提出しており、完納を証明できる直近年度に変更がなければ、写しの提出で可 ・法人設立年度に申請する場合は提出不要 ・非課税の場合は非課税証明書を提出
13	リース契約書	写し	×	○	
14	貸与料金の算定根拠明細書	第10号様式	×	○	<ul style="list-style-type: none"> ・様式記入例を参照
15	その他公社が必要と認める書類		△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて公社から求められた場合に提出

6 様式記入例

購入の場合

公印

捨印

第1号様式（第7条関係）

書類記入日

作成日

令和2

年

4

月

1

日

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

(申請者)
住所
(リース事業者のみ)
名称 ○○区
代表者役職
及び氏名

区長 環境 太郎

実印

東京都区市町村における燃料電池自動車の導入促進事業
助成金交付申請書

公印

東京都区市町村における燃料電池自動車の導入促進事業助成金交付要綱（平成27年6月12日付27都環公総総第77号）第7条第1項の規定に基づき、助成金の交付について関係書類を添えて、次のとおり申請します。

1 区市町村の連絡先・交付決定通知送付先

住所	〒 XXX-XXXX	東京都	新宿区西新宿○丁目○○
区市町村名	○○区		
フリガナ	カンキョウ ジロウ		所属部署
氏名	環境 次郎		○○部○○課
電話番号	03-○○○○-○○○○		E-mail aaaa@abcde.com

2 リース事業者の連絡先・交付決定通知送付先（リースの場合のみ）

住所	〒	都道府県	
会社名			
フリガナ			所属部署
担当者名			
電話番号			E-mail

リースの場合

印鑑証明書の印

捨印

第1号様式（第7条関係）

書類記入日

作成日

令和2年4月1日

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

(申請者)
住所
(リース事業者のみ) 東京都新宿区西新宿□丁目□□

名称 □□株式会社

代表者役職
及び氏名 代表取締役 環境 三郎

印鑑証明書の記載と一致させる

実印

東京都区市町村における燃料電池自動車の導入促進事業
助成金交付申請書

印鑑証明書の印

東京都区市町村における燃料電池自動車の導入促進事業助成金交付要綱（平成27年6月12日付27都環公総総第77号）第7条第1項の規定に基づき、助成金の交付について関係書類を添えて、次のとおり申請します。

1 区市町村の連絡先・交付決定通知送付先

住所	〒 XXX-XXXX	東京都	新宿区西新宿○丁目○○
区市町村名	○○区		
フリガナ	カンキョウ ジロウ		所属部署
氏名	環境 次郎		○○部○○課
電話番号	03-○○○○-○○○○		E-mail aaaa@abcde.com

2 リース事業者の連絡先・交付決定通知送付先（リースの場合のみ）

住所	〒 XXX-XXXX	東京	都道府県 新宿区西新宿□丁目□□
会社名	□□株式会社		
フリガナ	カンキョウ シロウ		所属部署
担当者名	環境 四朗		営業課
電話番号	03-□□□□-□□□□		E-mail bbbb@abcde.com

第1号様式（第7条関係） 別紙

6 助成対象車両に関する情報（自動車検査証をもとに記載）

メーカー名／車名	トヨタ／MIRAI	
代表型式	ZBA-JPD10	
車台番号	JPD10-000XXX	自動車検査証の「使用の本拠の位置」 「***」となっているときは、「使用者の住所」を記入 使用者の住所も「***」のときは、「所有者の住所」
初度登録日	平成31年3月1日	
使用の本拠の位置	東京都 新宿区西新宿〇丁目〇〇	
助成額に係る計算	① 車両本体価格	6,700,000 円
	② 国補助額	2,020,000 円
	③ 都助成額	2,020,000 円
	④ 助成金・補助金合計 (②+③)	4,040,000 円
	⑤ 差し引き (①-④)	2,660,000 円
	⑥ 交付申請額 (=③都助成額)	2,020,000 円
	⑦ 台数計	1 台
	⑧ 交付申請額計	2,020,000 円

- ① メーカーオプション、ディーラーオプション、消費税は含まない。値引きは含む。
- ② 経済産業省の「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」を受ける場合に記入。

(注) 2台以上申請する場合は、1台につき1枚別紙を作成する。
 ⑦台数計と⑧交付申請額計は、別紙1枚目のみに全合計を記入し、別紙2枚目以降は空欄。

印鑑証明書の印

捨印

リースの場合に、
リース事業者の分のみ提出

第2号様式（第7条関係）

東京都区市町村における燃料電池自動車の導入促進事業
誓約書

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

東京都区市町村における燃料電池自動車の導入促進事業助成金交付要綱（平成27年6月12日付27都環公総総第77号。以下「交付要綱」という。）第7条第1項の規定に基づく助成金の交付の申請を行うに当たり、当該申請により助成金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が交付要綱第3条に規定する助成対象者に該当し、将来にわたっても該当するよう法令等を遵守することをここに誓約いたします。申請の内容に虚偽の記述があつた場合には、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実かつ正確な申請を行うことを誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、交付要綱第12条第1項の規定により助成金交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、交付要綱第13条第1項に規定する助成金の返還を請求されたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、貴公社又は東京都が必要と認めた場合には、暴力団関係者であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

令和2年4月1日

書類記入日

住所	東京都新宿区西新宿□丁目□□
氏名	□□株式会社 代表取締役 新宿 三郎

助成金交付申請書と一致させる

実印

印鑑証明書の印

* 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員の氏名を記入すること。

リース事業者は、会社名・代表者役職・氏名
区市町村は、区市町村名・首長役職・氏名

- * この誓約は、
- ・ 暴力団関係者
 - ・ 暴力団員を雇用している者
 - ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

第9号様式

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

書類記入日 作成日 令和2年 4月 1日

助成金交付申請書と一致させる

(申請者)

住所

名称 ○○区

代表者役職
及び氏名 区長 環境 太郎

東京都区市町村における燃料電池自動車の導入促進事業
助成金口座振込依頼書

公印

標記事業に係る助成金については、下記預金口座へ振り込んでください。

助成金振込先 ※ゆうちょ銀行の場合、振込用の口座情報を記入

金融機関									
金融機関コード (数字4ケタ)				振込銀行名 (カタカナで記入)					
○	○	○	○	シンジユクギンコウ					
支店コード (数字3ケタ)				支店名 (カタカナで記入)					
○	○	○		シンジユクシテン					
預金種別 (該当に○)				口座番号 (右詰めで記入してください)					
普通・当座 その他 ()				○	○	○	○	○	○
口座名義人 (カタカナ)									
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) 振込口座が確認できる資料 (通帳の見開き面等) のコピーを添付すること。

- 記載方法に関する注意事項
 - ・口座名義人は、申請者と同一名義であること
 - ・振込銀行名、支店名、口座名義は、カタカナで記入
 - ・濁点、半濁点は一文字分とする
 - ・口座名義は、前株の場合は「カ」●●、後株の場合は、「●●(カ)」と記入
 - ・口座名義が枠内 (30文字) を超える場合は、名義名称の冒頭から30文字までを記入
- 振込口座が確認できる資料に関する注意事項
 - ・銀行名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人が読み取れる内容であること
 - ・当座預金で通帳がない場合は、小切手帳や取引明細書、当座勘定照合等の写しを添付
 - ・ネット銀行で通帳がない場合は、インターネット画面を印刷したものを添付

リースの場合のみ

第10号

リース事業者の印鑑証明書の印

リース事業者 捨印

貸与先の公印

予定貸与先 捨印

書類記入日 作成日 令和2年4月1日

公益財団法人 東京都環境公社理事長 殿

リース事業者の印鑑証明書の印

(リース事業者)

住所 東京都新宿区西新宿□丁目□□

名称 □□株式会社

代表者役職及び氏名 代表取締役 環境 三郎

助成金交付申請書と一致させる

実印

(貸与先区市町村)

名称 ○○区

代表者役職及び氏名 区長 環境 太郎

助成金交付申請書と一致させる

実印

東京都区市町村における燃料電池自動車の導入促進事業
貸与料金の算定根拠明細書

貸与先の公印

以下の内容のとおりであり、誤りはありません。

1. 車両・リース期間・補助金相当額 (※1)

型式	ZBA-JPD10
車台番号	JPD10-000XXXX
リース期間 (月数)	60 ヶ月
本助成金相当額	2,020,000 円
本助成金以外の補助金相当額	2,020,000 円

2. リース料金 (※2)

(消費税抜き 単位:円)

	助成金なしの場合	助成金ありの場合	差額
リース金額総額	7,200,000	3,150,000	4,050,000

リース契約書と一致すること

申請した助成金・補助金すべての合計額以上となること

(参考) 関連ホームページの御案内

1. 実施要綱・助成金交付要綱・本手引き等の規程類について

https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/fuel_cell_area/index.html

2. 東京都環境局の環境エネルギー政策について

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/hydrogen/index.html>

東京都区市町村における
燃料電池自動車の導入促進事業
助成金申請書類作成の手引き

□発行・編集

令和2年12月14日

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター

(愛称：クール・ネット東京)

〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1

新宿NSビル10階

TEL：03-5990-5068